

# 令和2年度 第4回評議会

---

(議題1)

令和3年度保険料率について

# 1. 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/26</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【議題】</b>            ○ 定款変更について〈付議〉            (令和3年度都道府県単位保険料率等の決定)         </div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">2/25 予備日</div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/17</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【議題】</b>            ○ 令和3年度事業計画・予算の決定            〈付議〉         </div>
支部評議会	<div style="border: 2px dashed red; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">支部長からの意見の申出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ・令和3年度都道府県単位保険料率         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ・令和3年度支部事業計画            ・令和3年度支部保険者機能強化予算         </div>		
その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業計画、予算の認可等</div>

※ 運営委員会の議題については、令和2年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

## 2. 都道府県単位保険料率決定までのスケジュール(予定含む)

12月18日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)

1月12日 全国支部長会議

1月14日 支部評議会の開催(都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く)

1月20日 支部長から理事長への意見の申出【提出の期限】

1月26日 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)  
料率変更について認可申請

厚生労働省からの認可

健康保険法

第160条

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

### 3. 令和3年度医療分保険料率

#### ■ 令和3年度保険料率に関する支部評議会における主な意見

※ ( ) は今年の支部数

意見書の提出なし	6支部 (13支部)
意見書の提出あり	41支部 (34支部)

#### 1. 令和3年度保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部 (21支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部 (7支部)
③ 引き下げるべきという支部	2支部 (2支部)
④ その他 (明確な意見なし)	3支部 (4支部)

#### 2. 保険料率の変更時期について

全支部、4月納付分(3月分)からの改定が望ましいという意見であった

## 4. 運営委員会における平均保険料率の決定

令和2年12月18日  
第108回運営委員会資料

### これまでの議論の経緯

#### 令和3年度保険料率について

令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。(5ページ参照)

令和3年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ、運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、保険料率を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持の意見が大勢を占めた。

運営委員の主な意見は右記の通りである。

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが6支部であった。

一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。(3ページ参照)

#### 【主な運営委員の意見】

##### 1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてもどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国にしていただきたい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫補助の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

##### 2. 保険料率の変更時期

令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

第89回全国健康保険協会運営委員会(平成29年12月19日)  
理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

## (2) 令和3年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%維持
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

## 5. 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率：10.00% R3年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率：9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 協会けんぽの収支見込の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.1兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

### 1. 収入の状況

収入(総額)は、令和2年度(直近見込)から3,900億円の増加となる見込み。  
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

### 2. 支出の状況

支出(総額)は、令和2年度(直近見込)から6,200億円の増加となる見込み。

- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績(決算)に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

### 3. 収支差と準備金残高

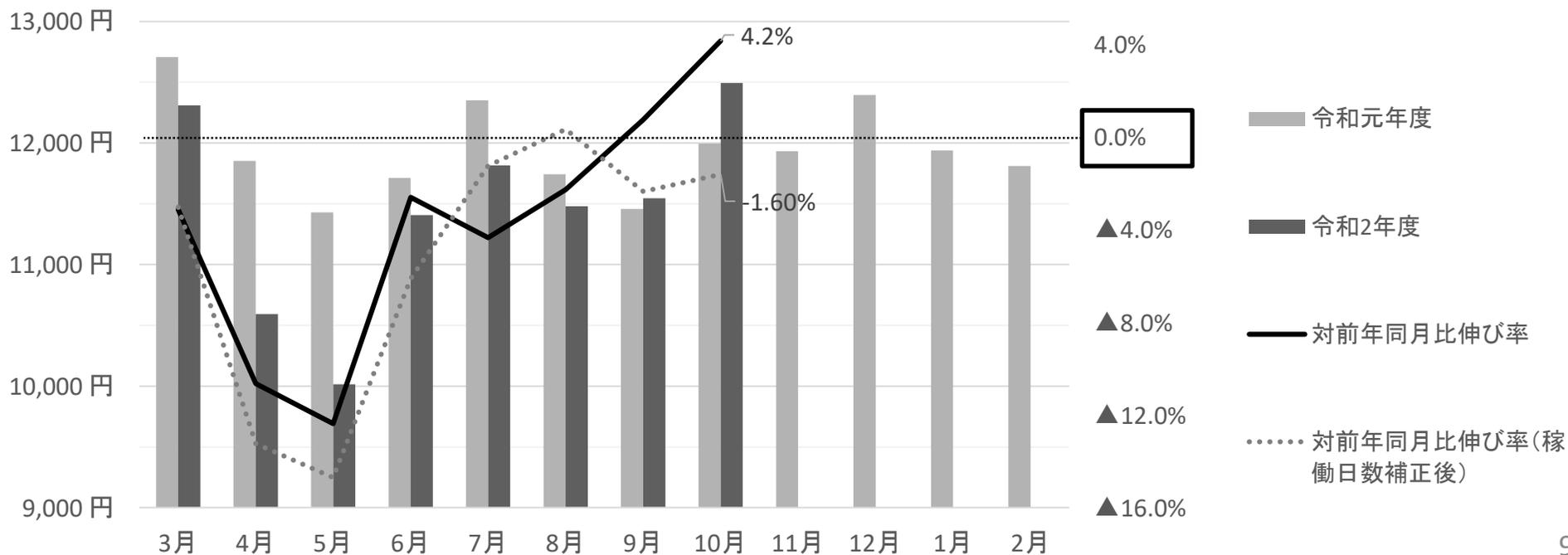
令和3年度の「収支差」は、令和2年度(直近見込)より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。  
(収支均衡料率は、9.70%の見込み。)

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

(図1) 保険料納付猶予申請額(介護分を含む)の推移



(図2) 令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



## 6. 都道府県単位保険料率決定の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

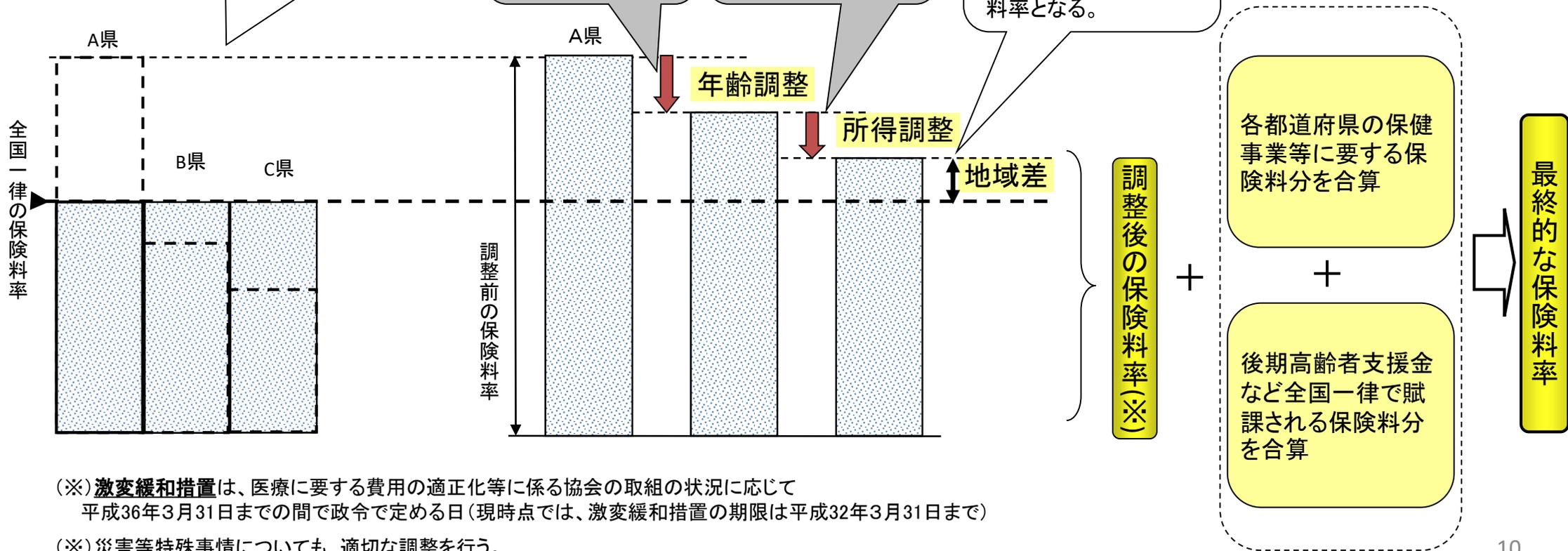
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

## 7. 都道府県単位保険料率の算定方法について

### 第1号保険料率 (A)

#### 加入者に対する医療給付費【支部ごと】

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

(支部療養の給付費 ± 年齢調整 ± 所得調整) ÷ 支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い
保険料率	下がる	上がる

所得水準	高い	低い
保険料率	上がる	下がる

### 第2号保険料率 (B)

現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等【全国一律】  
インセンティブ制度による都道府県支部別加算・減算【支部ごと】

### 第3号保険料率 (C)

業務経費・一般管理費・準備金積立て等【全国一律】  
前々年度精算分（収支差がマイナスの場合）【支部ごと】

### 収入等見込額 相当額 (D)

日雇いの保険料収入・雑収入等【全国一律】  
前々年度精算分（収支差がプラスの場合）【支部ごと】

### 都道府県単位保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)

※保険料率の調整：災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

## 8. 令和3年度新潟支部保険料率

	新潟支部	全国
<b>第1号保険料率 (A)</b>	<b>4.82%</b>	<b>5.29%</b>
調整前所要保険料率	5.28%	5.29%
年齢調整	▲0.14%	—
所得調整	▲0.32%	—
<b>第2号保険料率 (B)</b>	<b>3.97%</b>	<b>3.99%</b>
共通料率分	3.99%	3.99%
インセンティブ制度による加算・減算	▲0.02%	—
<b>第3号保険料率 (C)</b>	<b>0.74%</b>	<b>0.74%</b>
共通料率分	0.74%	0.74%
<b>収入等見込額相当額 (D)</b>	<b>0.04%</b>	<b>0.03%</b>
共通料率分	0.03%	0.03%
令和元年度精算分	0.01%	—
<b>保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)</b>	<b>9.50%</b>	<b>10.00%</b>
【参考】令和2年度保険料率	9.58%	全国平均 10.00%

※ 端数処理のため、数値が一致しない場合があります

## 9. 令和3年度保険料率(全国:暫定)

令和3年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

令和3年度都道府県単位保険料率の  
令和2年度からの変化  
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

- 注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

## 10. 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73%
	国庫補助等	515	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	その他	-	-	-	R3年度保険料率： <b>1.80%</b>
	計	10,589	10,343	10,983	納付金対前年度比 ⇒ + 242
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 11. 介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.80%**  
(4月納付分から変更)とする。 ※ 令和2年度:1.79%

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

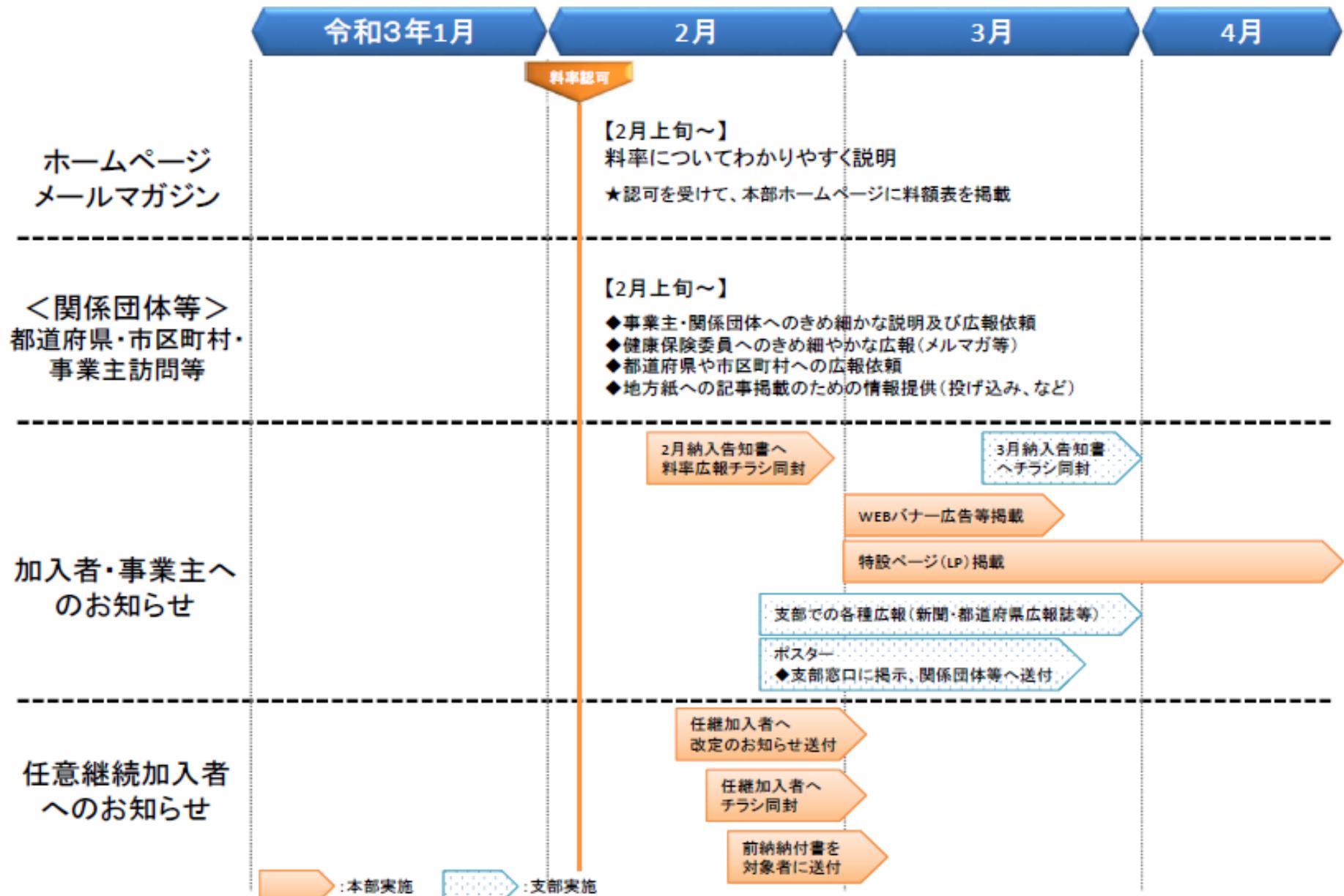
1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響  
(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増  
〔月額〕 32円 ( 5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

## 12. 令和3年度 保険料率改定に係る広報スケジュール



# 13. 保険料率改定に係る広報の対応について

## 1. 広報の目的

令和3年度都道府県単位保険料率及び都道府県単位保険料率の設定の仕組みを周知する。  
協会財政の持続可能性を高め、保険料率の上昇を抑制するため、アクションプラン(第5期)に基づき、特に加入者や事業主に取り組んでいただきたい取り組みを示し、自支部の保険料率及び取り組みの必要性についての、認知度及び理解度の向上を図る。

## 2. 広報の内容

### 【本部】

- 日本経済新聞(全国紙)への記事掲載
- Webによる広報・・・昨年度と同様に今回の広報に係る特設ページを作成
- 紙媒体による広報物の作成
  - ①「料率広報チラシ(保険料額表)の作成・・・日本年金機構が事業所に発送する納入告知書(2月発送分)に同封
  - ②「保険料率ポスター」の作成・・・支部が関係団体(商工会議所、商工会等)に広報依頼する際などに活用

### 【支部】

- (1) 本部作成のチラシ・ポスターを活用し周知する。
- (2) 特別広報経費を活用し、新潟支部においても新聞を活用し、加入者・事業主への周知を検討する。
- (3) 県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会など関係団体等へ訪問し周知するとともに、関係団体で発行している広報紙等を活用した広報を依頼する。
- (4) 今後の記事掲載へ繋げるため、プレスリリース等を活用して、新聞社などメディアへの情報提供を実施する。

# 14. 令和2年度新潟支部保険料周知広報(参考)

## 新潟支部の取り組み

- 毎月、日本年金機構が発行する納入告知書に同封している「けんぽ通信(新潟支部作成チラシ)3月号」に保険料率変更のお知らせ記事を掲載。
- 新潟支部独自の取り組みとして新潟日報、日本経済新聞に記事を掲載。
- 県内の関係団体へ周知広報依頼を実施。

### 【支部独自の新聞広告】

協会けんぽの保険証をお持ちの皆さまへ  
令和2年3月分(4月納付分)からの  
新潟支部保険料率をお知らせします。

健康保険料率(都道府県ごと) 引き下げ 9.63% → 9.58%  
令和2年2月分(3月納付分)まで 令和2年3月分(4月納付分)まで

介護保険料率(全国一律) 引き上げ 1.73% → 1.79%  
令和2年2月分(3月納付分)まで 令和2年3月分(4月納付分)まで

●健康保険料率(9.58%)のうち、6.15%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。  
●任意継続被保険者の方は、令和2年4月分(4月納付分)からとなります。  
●介護保険料率は、40歳～64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方に加わります。  
●協会けんぽ以外の保険者(健康保険組合等)にご加入の方の保険料率等については、それぞれの加入する保険者へお問い合わせください。

新潟支部は全国5位(平成30年度実績)  
インセンティブ(優待金)制度とは、保険料率に関する新しい制度。6つの評価指標の結果に応じて、都道府県支部ごとにランキング付けを行います。上位23部に該当した支部にはインセンティブ(優待金)を付与。皆様の健康保険料率の引き下げにつながります。  
6年連続「全国一低い健康保険料率」を維持するためには、皆さまの日々の積み重ねが大切です!

詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください

全国健康保険協会 新潟支部 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階  
協会けんぽ 電話 025-242-0260(代表)

- 新潟日報(朝刊全県版)  
令和2年3月28日掲載
- 日本経済新聞(朝刊)  
令和2年3月24日、31日掲載

※ 掲載の内容は原稿案です。実際の広告とは一部異なります。また、実物はモノクロです。

### 【関係団体への周知・広報依頼】

関係団体	
一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	一般財団法人 新潟県社会保険協会
一般社団法人 新潟県経営者協会	新潟県社会保険労務士会
新潟県商工会連合会	各市町村
日本労働組合総連合会 新潟県連合会	新潟県中小企業団体中央会
日本年金機構	新潟経済同友会
新潟県市長会	一般社団法人 新潟県法人会連合会
新潟県町村会	関東信越税理士会 新潟県支部連合会